

医療機関における麻薬管理マニュアル

大分県福祉保健部薬務室

平成29年1月

麻薬業務に係る手続き等概念図（麻薬施用者）

図中（p ）は、マニュアルの様式掲載ページ

- 新たに麻薬施用者となる。
- 県外から麻薬施用者として転入する。

麻薬施用者免許申請 (p23, 24)

- **麻薬の適正な取扱い**
 - ・卸業者から麻薬の譲受（開設者） (p37)
 - ・保管管理 (管理者)
 - ・患者への麻薬施用、処方せん交付
 - ・カルテへの記載
 - ・受払帳簿への記載 (管理者)
 - ・麻薬年間届 (管理者) (p38)

（管理者）と記載のある項目は麻薬施用者を2人以上有する施設の場合は別途免許を受けた麻薬管理者が、施用者1人の場合は施用者が管理する。

- **麻薬事故**（管理者）
 - 滅失、盗取、破損
 - 所在不明等

麻薬事故届 (p36) (届出は管理者名)
(発生後速やかに提出)

- **調剤前の麻薬の廃棄**（管理者）
 - ・不要、陳旧化
 - ・未調剤麻薬の汚染、破損
 - ・誤調剤

麻薬廃棄届 (p33) (届出は開設者名)
(あらかじめ提出し、麻薬取締職員等の立会のもとで麻薬を廃棄)

- **調剤後の麻薬の廃棄**（管理者）
 - ・患者等からの返却分廃棄
 - ・処方変更
 - ・患者死亡等による不要化
 - ・調剤後の汚染、破損

調剤済麻薬廃棄届 (p35) (届出は開設者名)
(廃棄後30日以内に提出施設内職員の立会のもとで麻薬を廃棄)

- 免許の紛失、き損

免許再交付申請 (p27)
(判明後15日以内)

- 免許期間中の業務廃止
 - ・麻薬取扱の廃止
 - ・県外への転勤

業務廃止届 (p28)
(廃止後15日以内)

- 免許証記載事項の変更
 - ・施用者の住所、氏名
 - ・従事する施設を転勤（県内）
 - ・従事する施設の名称、所在地

記載事項変更届 (p26)
(変更後15日以内)

従事する業務所に麻薬施用者がいなくなる場合には、別途、残余麻薬届 (p31) と残余麻薬譲渡届 (p32) 又は麻薬廃棄届 (p33) が必要

- 免許の継続を希望

麻薬施用者免許申請 (p23, 24)
(期間終了2ヶ月前)

- 免許取消処分

免許証返納届 (p25)
(満了後15日以内)

- 免許有効期間の満了

免許証返納届 (p25)
(満了後15日以内)

従事する業務所に麻薬施用者がいなくなる場合には、別途、残余麻薬届 (p31) と残余麻薬譲渡届 (p32) 又は麻薬廃棄届 (p33) が必要

目 次

第1 免 許	1～4
1 麻薬施用者	1～2
(1) 免許申請 (法第3条)	1
(2) 免許の有効期間 (法第5条)	1
(3) 業務廃止届 (法第7条・法第36条)	1
(4) 免許証の返納 (法第8条)	2
(5) 免許証の記載事項の変更届 (法第9条)	2
(6) 免許証の再交付 (法第10条)	2
2 麻薬管理者	2～4
(1) 免許申請 (法第3条)	2～3
(2) 免許の有効期間 (法第5条)	3
(3) 業務廃止届 (法第7条・法第36条)	3
(4) 免許証の返納 (法第8条)	3
(5) 免許証の記載事項の変更届 (法第9条)	3
(6) 免許証の再交付 (法第10条)	3～4
第2 譲受け・譲渡し	4～6
1 譲受け (法第26条・法第32条)	4～5
(1) 麻薬卸売業者からの譲受け	4
(2) 麻薬卸売業者以外からの譲受け	4
(3) 留意事項	4～5
2 譲渡し (法第24条)	5～6
3 業務廃止に伴う譲渡し等 (法第36条)	6
(1) 届出	6
(2) 譲渡し	6
第3 麻薬の管理、保管 (法第33条・法第34条)	6～7
第4 施用、交付 (法第27条・法第30条・法第33条)	7～9
第5 麻薬処方せんの交付 (法第27条)	9～10
第6 記 録	10～17
1 診療録 (カルテ) の記載 (法第41条)	10～11
2 帳簿の記載 (法第39条)	11～12
3 帳簿の引渡し (法第39条)	12
【帳簿の記載例】	13～17
第7 麻薬の廃棄 (法第29条・法第35条第2項)	17～19
1 廃棄の手続き	17～18
(1) 陳旧麻薬等の廃棄 (法第29条)	17
(2) 麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄 (麻薬施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。) (法第35条第2項)	17～18
(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄	18
2 廃棄方法	18

(1) 経皮吸収型製剤（未使用）	18
(2) 経皮吸収型製剤（使用后）	18
3 調剤済麻薬廃棄届の記載方法	18～19
第8 麻薬の事故届（法第35条）	19～20
第9 年間報告（法第48条）	20
第10 携帯輸出入（法第13条、法第17条）	21
第11 麻薬中毒者診断届及び転帰届（法第58条の2）	21～22
1 麻薬中毒者診断届の提出	21
2 麻薬中毒の概念等	21～22
第12 立入検査（法第50条の38）	22

[各種様式]

1 麻薬取扱者免許申請書（別記第1号様式）	23
診断書	24
2 麻薬取扱者免許証返納届（別記第4号様式）	25
3 麻薬取扱者免許証記載事項変更届（別記第5号様式）	26
4 麻薬取扱者免許証再交付申請書（別記第6号様式）	27
5 麻薬取扱者業務廃止届（別記第3号様式）	28
6 麻薬中毒者診断届	29
7 麻薬中毒者転帰届	30
8 残余麻薬届	31
9 残余麻薬譲渡届	32
10 麻薬廃棄届（別記第11号様式）	33
11 麻薬廃棄届記載例	34
12 調剤済麻薬廃棄届（別記第19号様式）	35
13 麻薬事故届（別記第18号様式）	36
14 麻薬譲受証（別記第16号様式）	37
15 麻薬年間届（旧「麻薬受払届」）	38
[手続き・事務処理便覧]	39～41
[具体的な麻薬業務の手続き] 別添フロー図	42～47

第1 免許

1 麻薬施用者

麻薬施用者とは、大分県知事（以下「知事」という。）の免許を受けて、疾病治療の目的で、業務上麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）を交付する者をいいます。

(1) 免許申請（麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第3条）

- ①麻薬施用者の免許申請は、「免許申請書」（別記第1号様式P23）を、麻薬の施用に従事する麻薬診療施設を管轄する保健所・保健部（大分市にあっては大分市保健所）「以下「保健所・保健部」という。」あて提出して下さい。
- ②麻薬施用者は、医師、歯科医師又は獣医師に限定されていますので、申請の際には、免許証の写しを添付して下さい。
- ③免許申請書には、心身の障害があっても麻薬施用者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者（麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者）又は覚せい剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書の添付が必要です。（様式P24）
- ④麻薬施用者の免許申請時に、手数料が必要です。（H29.1.1現在3,900円）
- ⑤県内の二カ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事する場合には、主に麻薬の診療に従事する診療施設を「麻薬業務所」として、その他の診療に従事する診療施設を「従として診療に従事する麻薬診療施設」として申請する必要があります。しかし、「従として診療に従事する診療施設」には麻薬管理者が置かれていなければなりませんので、注意して下さい。
また、都道府県を異にする二カ所以上の診療施設において麻薬の診療に従事するためには、各々の都道府県において麻薬施用者の免許を必要とします。
- ⑥その他、免許申請時に必要な事項についての詳細は、大分県福祉保健部薬務室又は麻薬業務所を管轄する保健所・保健部にお尋ね下さい。

(2) 免許の有効期間（法第5条）

麻薬施用者免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。 麻薬施用者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

(3) 業務廃止届（法第7条・法第36条）

麻薬施用者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務を廃止（診療所の閉鎖、県外への転勤、退職等）したときは、15日以内に「業務廃止届」（別記第3号様式P28）を、保健所・保健部に免許証を添えて提出しなければなりません。

また、麻薬施用者が、医師、歯科医師又は獣医師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬施用者が死亡したときは相続人が同様に届け出なければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった時（診療施設を閉鎖した時、又は麻薬施用者が1人もいなくなった時）には、現に所有する麻薬の品名、数量を15日以内に、保健所・保健部に届け出なければなりません。

（詳細については第2 3「業務廃止に伴う譲渡し等」を参照）

(4) 免許証の返納(法第8条)

麻薬施用者は、その免許の有効期間が満了し、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「免許証返納届」(別記第4号様式P2.5)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届(法第9条)

麻薬施用者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「免許証記載事項変更届」(別記第5号様式P2.6)を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

記載事項の変更とは、

①住所、氏名の変更

②主として又は従として診療に従事している麻薬診療施設(病院又は診療所)の名称及び所在地の変更(県内における麻薬診療施設への転勤も含まれます。)

③従として診療に従事する麻薬診療施設の追加及び削除

等をいいます。

なお、麻薬診療施設の開設者が個人から法人に変更になった場合の麻薬診療施設の名称の変更や移転により所在地が変わるときは、この届が必要となります。麻薬診療施設の所在地が合併、地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付(法第10条)

麻薬施用者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、「免許証再交付申請書」(別記第6号様式P2.7)により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて、保健所・保健部に、免許証再交付申請所を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「免許証返納届」(別記第4号様式P2.5)を、保健所・保健部に、その免許証を添えて提出しなければなりません。

なお、再交付の申請時には手数料が必要です。(H29.1.1現在2,700円)

2 麻薬管理者

麻薬管理者とは、知事の免許を受けて、麻薬診療施設で施用され、又は施用のために交付される麻薬を業務上管理する者をいいます。

二人以上の麻薬施用者が診療に従事する麻薬診療施設の開設者は、免許を受けた麻薬管理者一人を置かなければなりません。この場合、麻薬施用者が麻薬管理者を兼ねてもかまいません。

(1) 免許申請(法第3条)

①麻薬管理者の免許申請は、麻薬施用者と同様に「免許申請書」(別記第1号様式P2.3)を、従事する麻薬診療施設の所在地を管轄する保健所・保健部あて提出して下さい。

②麻薬管理者は、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師に限定されていますので、申請

の際には、免許証の写しを添付して下さい。

③免許申請書には、心身の障害があっても麻薬管理者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者（麻薬、あへん又は大麻の慢性中毒者）又は覚せい剤の中毒者でないことを証明する医師の診断書の添付が必要です。（様式P24）

④麻薬管理者の免許申請時に、手数料が必要です。（H29.1.1現在3,900円）

⑤その他、免許申請時に、必要な事項についての詳細は、大分県福祉保健部薬務室又は麻薬業務所を管轄する保健所・保健部にお尋ね下さい。

(2) 免許の有効期間（法第5条）

麻薬管理者免許の有効期間は、免許の日から翌々年の12月31日までです。

麻薬管理者の免許証を他人に譲り渡し、又は貸与することはできません。

(3) 業務廃止届（法第7条・法第36条）

麻薬管理者は、当該免許の有効期間中に当該免許に係る業務所における麻薬に関する業務を廃止（転勤、退職等）したときは、15日以内に「業務廃止届」（別記第3号様式P28）を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

また、麻薬管理者が、医師、歯科医師、獣医師又は薬剤師の資格を欠くに至ったときは本人が、麻薬管理者が死亡したときは相続人が同様に提出しなければなりません。

この場合、後任者が新たな麻薬管理者の免許を速やかに取得して下さい。

(4) 免許証の返納（法第8条）

麻薬管理者は、その免許の有効期間が満了し、又は法第51条第1項の規定により免許を取り消されたときは、15日以内に、「免許証返納届」（別記第4号様式P25）を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

(5) 免許証の記載事項の変更届（法第9条）

麻薬管理者は、免許証の記載事項に変更を生じたときは、15日以内に、「免許証記載事項変更届」（別記第5号様式P26）を、保健所・保健部に、免許証を添えて提出しなければなりません。

記載事項の変更とは、開設者に変更がなく

①住所、氏名の変更

②従事している麻薬診療施設（病院又は診療所）の名称の変更

をいいます。

麻薬診療施設の開設者が変更になるとき（個人から法人への変更を含む。）や移転により所在地が変わる時は、現有の麻薬管理者免許については廃止し、新規に免許申請が必要となります。

なお、麻薬診療施設の所在地が、合併、地番変更等により変わる場合は、記載事項変更届は必要ありません。

(6) 免許証の再交付（法第10条）

麻薬管理者は、免許証をき損し、又は亡失したときは、15日以内に、「免許証再交付申請書」（別記第6号様式P27）により、その事由を記載し、かつ、き損した場合にはその免許証を添えて、保健所・保健部に、免許証再交付申請書を提出しなければなりません。

また、免許証の再交付を受けた後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に「免許証返納届」（別記第4号様式P25）を、保健所・保健部に、その免許証を添えて提出しなければなりません。

なお、再交付の申請時に、手数料が必要です。（H29.1.1現在2,700円）

第2 譲受け・譲渡し

1 譲受け（法第26条・法第32条）

麻薬診療施設とは、麻薬施用者が診療に従事している病院、診療所又は飼育動物診療施設をいい、その開設者でなければ麻薬を譲り受けることはできません。

（1）麻薬卸売業者からの譲受け

麻薬の購入先は、大分県内の麻薬卸売業者に限られます。

（2）麻薬卸売業者以外からの譲受け

- ①麻薬の交付を受けた患者が麻薬を施用する必要がなくなった場合に、その患者から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- ②麻薬の交付を受けた患者が死亡した場合に相続人又は相続人に代わって相続財産を管理する者（患者の遺族等）から麻薬を譲り受けるとき（注：他の麻薬診療施設等から交付された麻薬を含む。）
- ③免許が失効した麻薬診療施設等から50日以内に譲り受けるとき（3業務廃止に伴う譲渡し等を参照）
- ④その他、法第24条第11項の規定に基づき、事前に九州厚生局長の許可を受けて譲受するとき

（3）留意事項

- ①麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合には、麻薬診療施設の開設者は「麻薬譲受証」（別記第16号様式P37）を麻薬卸売業者に渡し、麻薬卸売業者は「麻薬譲渡証」を麻薬診療施設の開設者に渡し、相互に交換しなければなりません。麻薬譲受証をあらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、あるいは同時交換でなければ麻薬を受け取ることはできませんので十分注意して下さい。麻薬譲受証をあらかじめ郵送する場合は、紛失しても郵送の事実を立証することができる書留郵便にすることが望まれます。
- ②「麻薬譲受証」には、譲受人の氏名（法人にあつては名称、代表者の職名及び氏名）、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者）の免許番号及び氏名、譲り受けようとする麻薬の品名・数量等必要事項を記載し、押印（※）して下さい。（※ 譲受人が法人の場合には、代表者（理事長）印又は麻薬専用印（他の用務と併用する印は認められません。ただし、覚せい剤原料用の印を除く。）を押印して下さい。）
なお、譲受人が国、地方公共団体、その他公的病院等の場合には、氏名欄に麻薬診療施設の名称、施設長の職名・氏名を記載し公印（又は公印に準ずるもの）又は麻薬専用印を押印しても差し支えありません。

また、余白部分には、斜線を引くか又は「以下余白」と記載して下さい。

③麻薬譲受証は、麻薬診療施設の開設者の責任において作成して下さい。

④麻薬卸売業者から麻薬を譲り受ける場合は、麻薬卸売業者の立会いの下に、

- ・麻薬譲渡証の記載事項及び押印等に不備はないか
- ・麻薬譲渡証の品名、数量、製品番号と現品が相違しないか

(数量の確認は必ずしも開封して行う必要はありませんが、実際に使用する段階で開封した時には数量を確認し、不足、破損等を発見した場合は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては麻薬施用者)が「麻薬事故届」(別記第18号様式P.3.6)を提出して下さい。

- ・麻薬の容器に証紙による封かんがなされているか
を確認して下さい。

両者立会いで証紙を開封し、破損等を発見した場合は、麻薬診療施設の開設者が麻薬譲渡証を返し、麻薬卸売業者から麻薬譲受証の返納を受け、譲渡の対象となった麻薬を麻薬卸売業者が持ち帰ることになりますが、この場合麻薬卸売業者が「麻薬事故届」を提出することになります。

郵送等により、両者の立会いなしに麻薬を譲り受けた後に破損等を発見した場合は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない麻薬診療施設においては、麻薬施用者)が「麻薬事故届」を提出することになります。(第8 麻薬の事故届の項を参照)

⑤麻薬譲渡証の保存は交付を受けた日から2年間です。麻薬譲渡証を万一紛失又はき損した場合は、理由書等(き損した場合は、麻薬譲渡証を添付)を取引のあった麻薬卸売業者に提出し、再交付を受けて下さい。なお、紛失した麻薬譲渡証を発見したときは、速やかに麻薬卸売業者に返納して下さい。

⑥麻薬診療施設が麻薬卸売業者の業務所から遠隔地にある場合等は、麻薬を麻薬卸売業者から書留郵便等の郵送により譲り受けることは差し支えありません。麻薬卸売業者の業務所に直接出向いて麻薬を購入することは、事故等を生じ易いので極力避けて下さい。緊急時等やむを得ず直接出向いて麻薬を購入する時は特に注意し、必ず互いに麻薬取扱者免許証等を提示して身分確認を行ってください。

⑦麻薬の交付を受けた患者又は患者の遺族等から麻薬を譲り受けた場合は、その麻薬を廃棄し、30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を保健所・保健部に提出して下さい。(第7麻薬の廃棄の項を参照)

2 譲渡し(法第24条)

麻薬施用者が麻薬を施用し、又は麻薬を施用のため交付する場合を除き、麻薬診療施設の開設者が、麻薬を譲り渡す場合は、その都度厚生労働大臣の許可を受けなければなりません。

同一開設者が開設する麻薬診療施設間において麻薬を受渡しをする場合でも、厚生労働大臣の許可が必要です。

治験薬の譲渡、不良品の返品等特殊な場合についても、法第24条第11項の規定に基

づき、九州厚生局長の許可を受けて麻薬を譲渡することができます。この場合には、麻薬譲渡許可申請書を九州厚生局長（麻薬取締部）に提出し、事前に許可を得て下さい。

麻薬施用者は自ら指示をして、麻薬診療施設の薬剤師又は患者の看護に当たる看護師に麻薬及び麻薬処方せんを患者宅に届けさせることができます。麻薬施用者は、患者の病状等の事情により、患者が麻薬を受領することが困難と認める場合には、患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた看護又は介護に当たる看護師、ホームヘルパー、ボランティア等に麻薬及び麻薬処方せんを手渡すことができます。その際、不正流出等防止のため、看護師、ホームヘルパー、ボランティア等が患者又はその看護に当たる家族等の意を受けた者であることを書面、電話等で確認し、診察時等には患者が指示どおり麻薬を施用していることを患者又は患者の家族等を通じて随時確認して下さい。

3 業務廃止に伴う譲渡し等（法第36条）

（1）届出

麻薬診療施設の開設者は、その診療施設が麻薬診療施設でなくなった場合（例えば、診療施設を廃止又は移転したり、開設者が個人から法人に変更したり、法人が解散したり、その開設許可を取り消されたり、麻薬施用者が一人もいなくなった場合等）は、15日以内に「残余麻薬届」（様式P3.1）により、現に所有する麻薬の品名、数量を記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。

なお、麻薬診療施設の開設者が死亡した場合にも、相続人等の届出義務者が同様に届け出なければなりません。

（2）譲渡し

麻薬診療施設でなくなったときは、所有する麻薬を麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に限り、九州厚生局長の許可を受けることなく、県内の麻薬営業者（麻薬卸売業者等）、麻薬診療施設の開設者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことができます。ただし、譲り渡した日から15日以内に「残余麻薬譲渡届」（様式P3.2）により、保健所・保健部に次の事項を記載し提出しなければなりません。

- ① 譲り渡した麻薬の品名、数量
- ② 譲渡年月日
- ③ 譲受人の氏名（又は名称）、住所

なお、麻薬が譲渡できない場合は、当該麻薬については麻薬診療施設でなくなった日から50日以内に保健所・保健部に「麻薬廃棄届」を提出し、麻薬取締員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の立会いの下に全て廃棄することができます。（第7 麻薬の廃棄の項を参照）

第3 麻薬の管理、保管（法第33条・法第34条）

- 1 麻薬診療施設において、施用し、又は施用のため交付する麻薬は、麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設にあつては麻薬施用者）が管理（受払、保管、廃棄等）しなければなりません。
- 2 麻薬診療施設で管理する麻薬は、麻薬診療施設内に設けた鍵をかけた堅固な設備内に

保管しなければなりません。

なお、「鍵をかけた堅固な設備」とは、麻薬専用の固定した金庫又は容易に移動できない金庫（重量金庫）で、施錠設備のあるものをいいます。（手提げ金庫、スチール製のロッカー、事務機の引き出し等は麻薬の保管庫とはなりません。）

また、麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管する予定のない診療施設は必ずしも麻薬保管庫の設置を要しません。ただし、麻薬診療施設内で麻薬を施用する必要性が生じ、保管することになった場合は堅固な保管庫を設置して下さい。

- 3 麻薬保管庫の設置場所は、薬局、調剤室、薬品倉庫等のうち、盗難防止を考慮し、人目に付かず、関係者以外の出入りが無い場所を選ぶことが望まれます。
- 4 麻薬保管庫内には、麻薬のほか覚せい剤と一緒に保管することができますが、その他の医薬品、現金及び書類（麻薬帳簿を含む）等と一緒に入れることはできません。（麻薬の出し入れを頻回に行う施設等にあつて、1日の間の麻薬の出し入れを管理するための書類（いわゆる棚表）を除く。）
- 5 麻薬保管庫は、出し入れの時以外は必ず施錠し、鍵を麻薬保管庫につけたままにしないで下さい。
- 6 麻薬を頻回に出し入れする診療施設においては、小出し用の麻薬保管庫を調剤室に設けて利用すると便利です。
- 7 病棟や手術室、集中治療室等の緊急に麻薬を施用する場所においては、麻薬を定数保管することができます。

定数保管制を採用した場合は、次によって下さい。

- (1) 定数保管する麻薬の数量は盗難防止等を念頭におき、麻薬保管庫及び施設の麻薬の使用状況に応じ決めて下さい。
 - (2) 定数保管する麻薬は麻薬保管庫に保管する必要があります。
 - (3) 麻薬を施用した場合は、診療施設で取り決めた時間内に、麻薬を施用した麻薬施用者が麻薬管理者に報告し、麻薬を定数に戻しておく必要があります。
 - (4) 定数保管制を採用しても麻薬が施用されるまでは麻薬管理者に管理責任がありますので、病棟に補助者をおいて管理すると便利です。
- 8 夜間、休日等で、麻薬管理者の不在により、麻薬の出し入れが困難な場合は、あらかじめ当直医師（麻薬施用者）が麻薬の仮払いを受け、麻薬管理者又は補助者が出勤した後に、施用票等（施用記録）とともに残余麻薬及び空アンプル等を麻薬管理者に返納して下さい。
 - 9 麻薬施用者が往診用として麻薬を所持する場合は、その都度必要最小限の麻薬を持ち出すこととし、施用しないで持ち帰った麻薬は、直ちに麻薬保管庫に戻し、常時往診鞆に麻薬を入れたままにしないで下さい。
 - 10 定期的に帳簿残高と在庫現品とを照合し、在庫の確認を行って下さい。

第4 施用、交付(法第27条・法第30条・法第33条)

- 1 麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。(第1 免許の項参照)
- 2 麻薬施用者は、疾病の治療以外の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。
- 3 麻薬施用者は、麻薬中毒の症状を緩和するため、又はその中毒の治療の目的で、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬処方せんを交付することはできません。
- 4 麻薬施用者は、その診療施設で麻薬管理者が管理する麻薬以外の麻薬を施用し、又は施用のため交付することはできません。
- 5 施用のため麻薬注射剤を在宅患者に交付するに当たって、直接に患者又は患者の看護に当たる家族等に交付するときは、薬液を取り出せない構造で麻薬施用者が指示した注入速度(麻薬施用者が指示した量及び頻度の範囲内で患者が痛みの程度に応じた追加投与を選択できる「レスキュー・ドーズ」として注入できる設定を含む。)を変更できないものにして下さい。(ただし、看護師が麻薬施用者の指示・監督の下、患者宅で麻薬注射剤の施用を補助する場合はこの限りではありません。)。
なお、政府発行の封かん証紙で封がされているままで、麻薬を施用のため交付することはできません。
- 6 麻薬注射剤を分割して2人以上の患者に施用することは、管理面、衛生面に問題がある場合は避けて下さい。
また、同一患者に麻薬注射剤を施用する際、手術等で数回に分け連続して施用する場合であっても管理面、衛生面に問題がある場合は避けて下さい。
なお、施用残液のあるアンプル及び空アンプルは麻薬管理者に返納して下さい。
- 7 麻薬坐剤は、基本的には経口剤の取扱いに準じますが、入院患者等に対して分割して施用することは差し支えありません。その場合の施用残については、「施用に伴う消耗」として麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者)が立会者の下で廃棄して下さい。
- 8 フェンタニル経皮吸収型製剤の慢性疼痛患者への処方・施用にあたっては、次の手順によって下さい。
 - (1) 医師は製造販売業者の提供する講習を受講して下さい。(製造販売業者は講習を修了した医師に対し当該医師専用の確認書を発行)
 - (2) 医師及び患者は処方時に確認書に署名して下さい。
 - (3) 確認書の一方を医療機関が保管し、もう一方を患者に交付して下さい。
 - (4) 薬剤師は患者から麻薬処方せんとともに、確認書の提示を受け調剤して下さい。
なお、確認書が確認できない場合には、処方医が講習を修了した医師であることを確認した上で調剤して下さい。
- 9 麻薬を調剤する場合、調剤の予備行為として、麻薬の10%散(水)、1%散(水)、坐剤等を調整することが可能です。この場合、麻薬帳簿への記載(第6 記録の項参照)が必要となります。
- 10 入院患者に麻薬を交付した際、患者自身が服薬管理できる状況であれば、患者に必

要最小限の麻薬を保管させることは差し支えありません。ただし、病状等からみて患者が服薬管理できないと認めるときは、麻薬管理者は、交付した麻薬を病棟看護師詰所等で保管、管理するよう指示して下さい。入院患者に交付された麻薬は、患者が麻薬を保管する際には病棟看護師詰所等で保管する場合のような麻薬保管庫等の設備は必要ありません。しかし、麻薬管理者は、紛失等の防止を図るため、患者に対して、保管方法を助言するなど注意喚起に努め、服用状況等を随時聴取し、施用記録等に記載するようにして下さい。

なお、入院患者が交付された麻薬を不注意で紛失等した場合には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握した上で、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所・保健部にその状況を報告するとともに、警察署にも連絡して下さい。

- 1 1 転院等で入院患者が、他の麻薬診療施設で処方を受けた麻薬を持参してきた際、麻薬管理者は、当該患者に継続施用する場合には麻薬帳簿に持参した患者の氏名と受け入れた麻薬の品名及び数量を（ ）書きで記載し、残高には加えないで下さい

当該麻薬を継続施用する際、麻薬管理者（麻薬施用者）は、患者の病状等により病棟看護師詰所等で保管するか、又は患者に保管させるか等を適宜判断して下さい。

なお、患者に保管させる場合は必要最小限の量として下さい。

当該麻薬を継続施用せず受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、元帳簿の備考欄若しくは補助簿（廃棄簿）に患者の氏名、麻薬廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が記名押印又は署名して下さい。

第5 麻薬処方せんの交付（法第27条）

- 1 麻薬を記載した処方せん（以下「麻薬処方せん」という。）には、麻薬施用者自身が次の事項を記載する必要があります。

- (1) 患者の氏名、年齢（又は生年月日）
- (2) 患者の住所
- (3) 麻薬の品名、分量、用法、用量（投薬日数を含む）
- (4) 処方せんの使用期間（有効期間）
- (5) 処方せんの発行年月日
- (6) 麻薬施用者の氏名、押印（署名でも可）、免許番号
- (7) 麻薬診療施設の名称、所在地

ただし、院内処方せんの場合には、上記(2)、(4)、(7)の事項を省略することができます。

- 2 麻薬の処方日数は、基本的には患者の病態、通院の便等を考慮して医師が決める事項です。

なお、麻薬を施用し始めてから最初の2～3週間や患者の原疾患の悪化が進行する時期においては処方量が一定しないことから、短期間の処方日数とすることが望まれます。

- 3 麻薬処方せんには、必ずしも「麻薬」と表記する必要はありませんが、管理の面から、

他の処方せんと区別するため、麻薬処方せんの上部に㊦と朱書きするか、麻薬の品名の下に朱線を引くと便利です。ただし、患者に不安を抱かせる場合等には、この限りではありません。

4 麻薬処方せんに約束処方を記載する場合には、次の事項を守る必要があります。

- (1) 麻薬施用者と麻薬管理者及び薬剤師との間であらかじめ誤解のないように設定されたものであること。
- (2) 院内処方せんの記載にのみ用いること。
- (3) 約束処方の名称に麻薬の品名及び数量を併記すること。

例：

R p.	リン酸コデイン	0.06g	
	アスピリン散	1.2g	
	塩酸メチルエフェドリン散	1.2g	分3毎食後 / ○日分

の処方を

R p.	鎮咳1号（リン酸コデイン60mg）	分3毎食後 / ○日分
------	-------------------	-------------

と記載してもかまいませんが、「鎮咳1号」あるいは「H-1」のみの名称記載は不適當です。

- 5 調剤済みの麻薬処方せんは、院外処方せんの場合（麻薬小売業者が保管）は3年間、院内処方せんの場合（麻薬管理者が保管）は2年間の保管が義務づけられています。
- 6 麻薬注射剤及び麻薬坐剤の場合には、麻薬管理者が施用量や残余量を確認して麻薬帳簿に記載する必要があるため、院内麻薬処方せんを使っての麻薬管理者への請求には、施用量を確認することのできる複写式の施用票を用いると便利です。

第6 記録

1 診療録(カルテ)の記載(法第41条)

(1) 麻薬施用者が麻薬を施用し、又は施用のため交付したときは、医師法等に規定する診療録に次の事項を記載する必要があります。

- ①患者の氏名、性別、年齢、住所
- ②病名及び主症状
- ③麻薬の品名及び数量
- ④施用又は交付の年月日

(2) 記載に当たっては、次の事項に注意してください。

- ①麻薬注射剤の数量の記載については、A（アンプル）単位の記載ではなく、実際に施用した数量をmL単位で記載して下さい。
- ②麻薬を継続して施用し、若しくは施用のため交付する際には、2回目以降についても、do、前同、〃、約束処方番号、保険点数等のみを記載するのではなく、その都度麻薬の品名、数量を記載して下さい。
- ③麻薬の品名の記載は、局方名、一般名、商品名又は簡略名（リンコデ、塩モヒ程度の略名であれば可）のいずれでもよく、英文による記載でも差し支えありません。

んが、同名の麻薬がある場合は規格（塩モヒ注200mg等）を記載して下さい。

ただし、麻薬の品名、数量のわからない約束処方名では記載しないで下さい。

（約束処方名の記載については第5 麻薬処方せんの項に準じてください。）

- ④ 医師処方欄及び処置欄に麻薬の品名及び数量を記載し、その下に朱線を引くか、
Ⓜを朱書き又は押印することが望まれます。

なお、処置欄への記載については、施用した麻薬の品名及び数量を記録した書面を添付しても差し支えありません。

- ⑤ コカイン水のような処置用麻薬を施用した場合には、綿棒の数、スプレー数等を記載して下さい。
- ⑥ モルヒネ坐剤を施用した場合には何mgの坐剤を何個施用したのかが分かるように記載して下さい。
- ⑦ モルヒネ水溶液等の水剤を連続して施用する場合には、何回分の処方の何回を施用したのかが分かるようにすると便利です。（例えば15回分の3回目の施用であれば麻薬の品名、数量とともに3/15と記載する。）
- ⑧ 診療録の保存期間は、医師法第24条第2項等により5年間と規定されています。

2 帳簿の記載（法第39条）

- （1）麻薬管理者（麻薬管理者のいない麻薬診療施設にあつては麻薬施用者）は麻薬診療施設に帳簿を備え付け、麻薬の受払いについて、次の事項を記載する必要があります。

- ① 当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬の品名、数量及びその年月日
- ② 当該麻薬診療施設の開設者が廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日
- ③ 当該麻薬診療施設の開設者が譲り渡した麻薬（施用のため交付したコデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ④ 当該麻薬診療施設で施用した麻薬（コデイン、ジヒドロコデイン、エチルモルヒネ及びこれらの塩類を除く。）の品名、数量及びその年月日
- ⑤ 麻薬事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日（届出年月日については備考欄に記載）

※麻薬診療施設の麻薬施用者が院外麻薬処方せんのみを交付し、麻薬を保管していない診療施設でも麻薬帳簿は備え付けなければなりません。

- （2）帳簿の記載に当たっては次の事項に注意する必要があります。

- ① 帳簿は品名、剤形、規格、濃度別に口座を設けて記載して下さい。
たとえば、麻薬の原末から10%散を予製した場合には、10%散の口座を作成して記載して下さい。（P14例1、例2参照）
- ② 帳簿の形式としては、金銭出納簿形式のものが便利です。なお、脱着式（ルーズリーフ等）の帳簿を使用しても差し支えありません。
- ③ 帳簿の記載には、万年筆、サインペン、ボールペン等の字が消えないものを使用

して下さい。

- ④麻薬の受け払い等をコンピューターを用いて処理し、帳簿とする場合は、帳簿に麻薬取締職員等の立会署名等を必要とすることもありますので、原則として定期的に出力された印刷物を1ヶ所に整理し、立入検査等の際に直ちに提示できるようにして下さい。
- ⑤帳簿の訂正は、管理者が訂正すべき事項を二本線等により判読可能なように抹消し、訂正印を押しその脇に正しい文字等を書いて下さい。修正液や修正テープは使用しないで下さい。
- ⑥帳簿の記載は、原則として、麻薬の受入れ又は払出しの都度行って下さい。
- ⑦麻薬注射剤の受入れ、払出しの記録は、アンプル単位で記載して下さい。
なお、麻薬注射剤の施用残液を廃棄した場合には、備考欄にその場合の数量をmL単位で記載して下さい。(P16例5参照) (知事への「麻薬廃棄届」又は「調剤済麻薬廃棄届」の届出は不要。詳しくは第7 麻薬の廃棄の項を参照)
- ⑧麻薬坐剤の受入れ、払出しの記録は、個(本)数単位で記載して下さい。
なお、分割した施用残は廃棄することになりますが、廃棄数量をmg単位で備考欄に記載して下さい。(P16例6参照)
- ⑨麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)は、麻薬施用者から返納された施用残の麻薬を他の職員を1名以上立会させて廃棄処分し、その旨を記載して下さい。(第7 麻薬の廃棄参照)
- ⑩コカイン水を塗布した場合は、綿棒又は綿球の数、点眼した場合は滴数、噴霧した場合は回数について、その集計数を1日分の施用量として記載して下さい。
- ⑪アヘンチンキ等の自然減量及びモルヒネ原末、倍散等の秤量誤差については、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が他の職員の立会いのもとに確認のうえ、帳簿にその旨を記載し、備考欄に立会者が署名又は記名押印して下さい。
- ⑫リン酸コデイン、リン酸ジヒドロコデイン、塩酸エチルモルヒネの10%散(水)、1%散(水)の口座については、受入れの数量、年月日を記載するのみで個々の払出しについては記載する必要はありません。(P14例2参照)
- ⑬慢性疼痛緩和の目的でフェンタニル経皮吸収型製剤を払い出す際、また、転院等の理由で患者が携行した同剤を施設内で再利用する際には、帳簿の備考欄に、「慢」などと記載することにより、慢性疼痛緩和の目的での受け払いであることを明確にして下さい。(P16例7参照)

3 帳簿の引渡し(法第39条)

- (1) 麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)は、帳簿を使い終わった時は、帳簿を速やかに麻薬診療施設の開設者に引き渡さなければなりません。
- (2) 麻薬診療施設の開設者は、帳簿の引き渡しを受けた時は、最終記載の日から2年間保存しなければなりません。

【帳簿の記載例】

〔受入〕

- (ア) 「受入」の年月日は、麻薬卸売業者が作成した麻薬譲渡証に記載された年月日を記載して下さい。

なお、麻薬譲渡証と麻薬の到着年月日が相違するときにも、麻薬譲渡証の日付けを受入年月日とし、備考欄に実際の到着年月日を記載して下さい。

- (イ) 購入先の麻薬卸売業者の氏名又は名称及び購入した麻薬の製品番号を備考欄に記載して下さい。(P14例1、例2、P16例5～7参照)

- (ウ) 外来患者に一旦交付された麻薬を患者又は患者の遺族等から譲り受けた場合には、廃棄することとし、麻薬管理簿の補助簿（廃棄簿）を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入年月日、受入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印して下さい。(P15例3参照)

補助簿を作成しない場合には、元帳簿（麻薬管理簿）の受入欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず備考欄に麻薬を譲り受けた相手の氏名及び廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印して下さい。

また、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合は、元帳簿（麻薬管理簿）の受入欄に受入数量を（ ）書きで記載し、残高には加えず、備考欄に麻薬を譲り受けた患者の氏名及び入院後施用の旨を記載して下さい。持参薬専用の帳簿を別途作成しておくとう管理しやすいです。(P15例4の注6参照)

- (エ) 入院患者に調剤された麻薬の一部又は全部が施用されず残余が生じたときは、病棟から返納された日をもって元帳簿（麻薬管理簿）の受入欄に受入数量を（ ）書きで記載して下さい。

受け入れた麻薬を廃棄する場合は、残高には加えず、備考欄に患者の氏名、廃棄年月日及び調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、立会者が署名又は記名押印して下さい。(P15例4の注2参照)

また、受け入れた麻薬を再利用する場合は、受入欄の（ ）書きに*印を付すとともに、受入数量を残高に加え、備考欄に返納のあった患者の氏名を記載して下さい。(P15例4の注3参照)

なお、同日中に多数の患者から麻薬の返納があった場合でも、「○田○男ほか○○名より返納」と記載せず、患者毎に返納量が分かるように記載して下さい。

受け入れた麻薬を廃棄する方式をとる場合は、(ウ)と同様に補助簿（廃棄簿）を作成すると便利です。この場合、補助簿に受入年月日、受入れた相手の氏名、麻薬の品名・数量、廃棄年月日、調剤済麻薬廃棄届提出年月日を記載し、廃棄の立会者が署名又は記名押印して下さい。(P15例3参照)

〔払出し〕

- (ア) 麻薬注射剤を仮払い方式で払出した場合は、施用の日をもって帳簿からの払出しとして記載して下さい。
- (イ) 注射剤以外の散剤、水剤、坐剤等については、麻薬処方せんによって調剤された日をもって払出しの日として記載して下さい。（なお、調剤された麻薬の最終施用日をもって払出しの日として施用総量を記載することもできます。）
- (ウ) 麻薬を施用し、又は施用のため交付した患者の氏名又はカルテNoを備考欄に記載して下さい。ただし、1日の麻薬の施用患者の多い病院等においては、「○田○男ほか○○名」という記載でも差し支えありません。（P15例4注1参照）
- (エ) 麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄した場合には、その麻薬の払出しの欄に廃棄した麻薬の数量を記載し、備考欄に麻薬廃棄届出年月日を記載してください。麻薬取締職員又は保健所職員（麻向法第50条の38に規定する職員）の立会者が備考欄に署名又は記名押印を行います。（P15例4注5参照）

例1 倍散を予製した場合の記載例（その1）

品名	塩酸モルヒネ原末			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.11.1	5		5	大分卸売（株）製品番号○○○	
H28.11.2		2	3	10%散 20g調剤	

※ 倍散を予製した場合は次のような別口座を設けること。

品名	塩酸モルヒネ10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.11.2	20		20	原末から調製	
H28.11.3		0.6	19.4	△木○郎	
H28.11.4		0.4	19.0	△木○郎	
H28.11.5		0.8	18.2	△木○郎	

例2 倍散を調製した場合の記載例（その2）

品名	リン酸コデイン末			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.10.1			5	前帳簿から繰越し	
H28.10.2		5	0	10%散予製※	
H28.10.15	5		5	大分卸売（株）製品番号○○○	

※ 倍散を予製した場合は次のような別口座を設けること。

品名	リン酸コデイン10%散			単位	g
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.10.1			2	前帳簿から繰越し	
H28.10.2	50			原末から予製（注1）	
H28.11.5	50			原末から予製（注1）	

（注1）：麻薬年間届提出時には、9月30日（期末在庫）の秤量が必要です。

例3 補助簿（廃棄簿）の記載例

品	オキシコンチン錠10mg				単位	錠	廃棄方法	焼却
受入 年月日	受入 (廃棄) 数量	廃棄 年月日	立会人 署名	調剤済麻 薬廃棄届 出年月日	備考			
H28.10.1	20	H28.10.10	〇〇〇	H28.11.1	△田 ×夫			
H28.10.5	18	H28.10.10	〇〇〇	H28.11.1	外来 ○村○子の家族 ○村○夫持ち込み			

例4 元帳簿（麻薬管理簿）の記載例

品名	オキシコンチン錠10mg			単位	T
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.4.25			2000	前帳簿から繰り越し	
H28.4.27		120	1880	高橋×子他4名（注1）	
H28.5.1	(20)		1880	佐藤○子より返納 5/31廃棄、6/15調剤済麻薬廃棄 届出 立会者署名（注2）	
H28.5.2	*(10)		1890	高橋×夫より返納（注3）	
H28.5.6	(18)		1890	外来鈴木○子の家族鈴木○夫の 持ち込み 5/6廃棄、5/30調剤済麻薬廃棄届 出、立会者署名（注4）	
H28.5.7		125	1765	変質により廃棄、5/1麻薬廃棄届 出、立会者（麻薬取締員等）署 名（注5）	
H28.5.8	(6)		1765	村田○夫持参、入院後施用、5/9 死亡、5/11 2錠廃棄 6/1調剤済麻薬廃棄届出、立会者 署名（注6）	

（注1）：患者数名に麻薬を払い出した場合

（注2）：入院患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合

(注3) : 入院患者より返納を受けた麻薬を再利用する場合

(注4) : 外来患者より返納を受けた麻薬を廃棄した場合

(注5) : 麻薬廃棄届に基づき麻薬を廃棄する場合

(注6) : 外来患者が再入院、転院の際に持参した麻薬を引き続き患者に施用し、途中で死亡した場合

例5 注射剤の記載例

品名	塩酸モルヒネ注射液(10mg)			単位	A(1ml)
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.10.1			2	前帳簿から繰越し	
H28.10.1		1	1	佐藤○子(0.3ml廃棄済み) 立会者署名	
H28.10.2	10		11	大分卸売(株)製品番号○○○	
H28.10.3		1	10	破損により流失 H27.10.3 0.5mL廃棄 立会者署名 (10月4日事故届)	
H28.10.3		1	9	村田○子	

例6 坐剤の記載例

品名	アンペック坐剤(10mg)			単位	個
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.12.16	30		30	大分卸売(株)製品番号○○○	
H28.12.27		1	29	□村◇也 施用残 5mg廃棄、立会者署名	

例7 フェンタニル経皮吸収型製剤の記載例

品名	デュロテップMTパッチ(2.1mg)			単位	枚
年月日	受入	払出	残高	備考	
H28.3.1	30		30	大分卸売(株)製品番号○○○	
H28.3.2		1	29	○山○男(注1)	
H28.3.2		1	28	○田○也(慢)(注2)	
H28.3.2	(10)		28	△川○造(慢)(注3) 転入時持参・継続使用	

(注1) : 入院中のがん性疼痛患者に施用した例です。

(注2) : 入院中の慢性疼痛患者に施用した例です。麻薬管理者が処方医である場合以外は、確認書等により慢性疼痛患者であることを確認して下さい。

(注3)：慢性疼痛患者について、再入院、転入院により患者が持参した麻薬を引き続き施用する必要がある場合で、患者の手元で保管せず看護師詰所等で管理する場合の例です。

第7 麻薬の廃棄(法第29条・法第35条第2項)

麻薬を廃棄する場合は、麻薬診療施設の開設者が、麻薬の品名、数量及び廃棄の方法について、保健所・保健部に「麻薬廃棄届」(別記第11号様式P33)を届け出て、麻薬取締職員又は保健所職員(麻向法第50条の38に規定する職員)の立会いのもとに廃棄しなければなりません。ただし、麻薬処方せんにより調剤された麻薬(麻薬施用者自らが調剤した場合を含む。)については、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに廃棄し、麻薬診療施設の開設者が、廃棄後30日以内に保健所・保健部に「調剤済麻薬廃棄届」(別記第19号様式P35)を提出しなければなりません。なお、麻薬注射剤及び坐剤の施用残は、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに廃棄し、届け出る必要はありません。

麻薬貼付剤については、施用後(貼付途中で剥がれたものを含む。)のものは、通常の医療廃棄物として適切に処理して下さい。

1 廃棄の手続き

(1)陳旧麻薬等の廃棄(法第29条)

古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬、調剤過誤により使えなくなった麻薬等を廃棄しようとするときは、あらかじめ「麻薬廃棄届」を、保健所・保健部に届け出た後でなければ廃棄することはできません。廃棄は麻薬取締員又は保健所職員(麻向法第50条の38に規定する職員)の指示に従って下さい。

(2)麻薬処方せんにより調剤された麻薬の廃棄(麻薬施用者自らが調剤した麻薬の廃棄を含む。)(法第35条第2項)

入院患者に交付される麻薬で患者の死亡等により施用する必要がなくなった場合、外来患者に施用のため交付された麻薬で患者の死亡等により麻薬診療施設に遺族等から届けられた場合、又は再入院、転入院の際に患者が持参し麻薬を施用する必要がなくなった場合は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が麻薬診療施設の他の職員の立会いのもとに廃棄して下さい。

廃棄は酸・アルカリによる分解、希釈、他の薬剤との混合等、麻薬の回収が困難で適切な方法によって下さい。

また、廃棄後30日以内に「調剤済麻薬廃棄届」を保健所・保健部に提出して下さい。法人の場合、届出者の氏名欄は法人の名称、施設の長の職名・氏名・押印で、届出者の住所欄は麻薬診療施設の所在地で差し支えありません。

なお、30日以内であればその間の複数の廃棄をまとめて一つの届出書で提出して差し支えありません。

さらに、麻薬帳簿にその旨を記載するか、廃棄用の補助簿を作成して記録する必要があります。

(3) 麻薬注射剤の施用残液の廃棄(施用に伴う消耗)

麻薬注射剤の施用残液及びI V H(中心静脈への点滴注射)に麻薬注射剤を注入して用いたものの残液は、保健所・保健部に届け出ることなく、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)が、麻薬診療施設の他の職員1名以上の立会いのもとに放流等の適切な方法で廃棄して下さい。

この場合、麻薬帳簿の麻薬注射剤を払出したときの備考欄に廃棄数量を記載し、立会者の署名又は記名押印をして下さい。(第6 記録の項例5参照)

※具体的な麻薬廃棄の手続きについては、別添フロー図を参考にしてください。

2 廃棄方法

(1) 経皮吸収型製剤(未使用)

1(1)で発生した陳旧麻薬等、1(2)で返却された未使用製剤は、パッチのライナー層を剥がし、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、ハサミなどで切断し、通常の医薬品と同様に廃棄して下さい。

なお、シュレッダーによる廃棄は行わないで下さい。

(2) 経皮吸収型製剤(使用后)

患者が使用した後の使用済み製剤(貼付途中で剥がれたものを含む。)は、粘着面を内側に二つ折りにして貼り合わせた後、通常の医薬品と同様に廃棄して下さい。

3 調剤済麻薬廃棄届の記載方法

(1) 調剤等により他剤と混合した麻薬の場合は、品名および数量欄は、次の例のように具体的に記載して下さい。

(例)

	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	塩酸モルヒネ末 (10%散)	1g 廃棄 (100mg)	平成28年 1月〇〇日	□原△也

	品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄した麻薬	塩モヒ注10mg	20mL 廃棄 (1.5mg)	平成28年 1月〇〇日	◇山□子

(2) 廃棄の方法は、「放流」、「溶解放流」等と具体的に記載して下さい。

(3) 複数の麻薬を廃棄した場合などは、品名、廃棄の方法、廃棄の理由欄に「別紙のとおり」と記載し、所定の項目について記載した別紙を添付しても差し支えありません。

(例)

別紙

品名	数量	廃棄年月日	患者の氏名	廃棄の方法	廃棄の理由
モルヒネ塩酸 塩内用液剤 「〇〇〇」 5mg	3包	平成28年 1月〇〇日	○村○夫	放流	処方変更
フェンタニル クエン酸塩 注射液「〇〇 〇」10mg	2 A 4 mL	平成28年 1月〇〇日	△野△美	放流	準備後、容態変化
モルヒネ塩酸 塩坐剤 「〇〇〇」 10mg	5個	平成28年 1月〇〇日	□井□男	溶解放流	患者からの返却
フェンタニル クエン酸塩 経皮吸収型製 剤 「〇〇〇」 1mg	1枚	平成28年 1月〇〇日	◇本◇子	細断	転入院時の持参分 受入れ廃棄

(4) その他、凍結乾燥した注射剤等で水溶液等を用いて希釈し施用する製剤を廃棄する場合には、数量 (mL) とその濃度 (g/mL) を併記するようにして下さい。

第8 麻薬の事故届(法第35条)

1 麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)は、管理している麻薬につき、滅失、盗取、破損、流失、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を「麻薬事故届」(別記第18号様式P.3.6.)に記載し、当該麻薬診療施設を管轄する保健所・保健部に提出して下さい。

2 留意事項

(1) 麻薬を盗取された場合には、速やかに警察署にも届け出て下さい。

(2) 麻薬事故届は、麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者)名で提出して下さい。

(3) 麻薬事故届を提出した場合には、麻薬帳簿の備考欄にその旨記載し、麻薬事故届の写しを保管しておいて下さい。(第6 記録の項例5参照)

(4) 通常、アンプル注射剤の破損等による流出事故で一部でも回収できた麻薬については、医療上再利用できないものであり、本来回収できた麻薬とは認められず、事

故及び経過を詳細に記載した麻薬事故届を提出することで、あらためて麻薬廃棄届や調剤済麻薬廃棄届の提出は必要ありません。

この場合には、麻薬事故届の「事故発生の状況」欄に、回収の上廃棄した麻薬の量及び廃棄の方法を（ ）書きで併せて記載して下さい。

なお、入院患者が交付された麻薬を患者の不注意で紛失等した場合（病院の管理から完全に離れている場合）には、麻薬管理者は麻薬事故届を提出する必要はありませんが、紛失等した状況を患者から聴取して原因を把握したうえで、盗難や詐取等された蓋然性が高い時は、大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所・保健部にその状況を報告するとともに、警察にも連絡して下さい。

第9 年間報告（法第48条）

1 麻薬管理者（麻薬管理者のいない施設においては麻薬施用者）は、毎年11月30日までに、次の事項を「麻薬年間届」（様式P.3.8）に記載し、保健所・保健部に提出しなければなりません。

（1）前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

（2）前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量

（3）その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

2 留意事項

（1）麻薬年間届の記載は、同じ品名のものであっても剤型や含有量が異なれば、別品目として記載して下さい。

（2）麻薬年間届の記載は自家予製剤の倍散、倍液は原末に換算することなく、それぞれ別品目として記載して下さい。

（3）譲受け欄には、麻薬卸売業者から譲り受けた麻薬の数量を記載し、入院患者から譲り受け再利用する場合の麻薬の数量については（ ）書きで別掲して下さい。

なお、入院患者により譲り受けた麻薬を再使用した場合は、その数量を備考欄に記載して下さい。

（4）麻薬廃棄届により廃棄した数量及び事故のあった数量を備考欄に記載して下さい。

調剤済麻薬廃棄届により廃棄をした数量は記載する必要はありません

（5）麻薬診療施設において所有する麻薬で、1年間使用しなかった麻薬についても報告して下さい。また、1年間麻薬を所有又は使用しなかった診療施設についてもその旨を報告して下さい。

第10 携帯輸出入（法第13条、法第17条）

自己の疾病の治療のため、麻薬を服用中の患者が外国に出かけたり（出国）又は帰国（入国）する場合は、事前に「麻薬携帯輸出入（輸入）許可申請書」により申請し、厚生労働大臣の許可を受けた場合のみ、その麻薬を携帯して出国・入国（輸出・輸入）すること

が認められています。申請書に疾病名、治療経過及び麻薬の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添えて九州厚生局長に提出しあらかじめ許可を受ける必要があります。

麻薬を服用中の患者さんから問い合わせがあった場合、速やかに厚生労働省九州厚生局麻薬取締部へ直接連絡するように指導して下さい。

厚生労働省九州厚生局麻薬取締部
TEL 092-472-2331
FAX 092-472-2336

詳細については、地方厚生局麻薬取締部「麻薬取締官」のホームページ等をご確認下さい。

「麻薬取締官」のホームページアドレス <http://www.nco.go.jp/shinsei5.html>

なお、渡航先においては日本と異なる法規制を行っている場合があります。当該国への麻薬の携帯輸入若しくは当該国からの携帯輸出の可否等不明な点がありましたら、各国の在日大使館等に問い合わせ、事前に許可等が必要な場合には、その許可等取得の手続きについても併せて問い合わせ、トラブル等のないよう留意して下さい。

第11 麻薬中毒者診断届及び転帰届(法第58条の2)

1 麻薬中毒者診断届の提出

医師は、診療の結果その患者が麻薬中毒者であると診断した時は、速やかに「麻薬中毒者診断届」(様式P29)により、その患者の氏名、住所、年齢、性別及び中毒症状の概要、診断年月日、医師の住所(病院等の名称及び所在地)及び氏名等についてその患者の居住地の保健所・保健部に届けて下さい。

長期入院患者の住所と入院先の病院等の住所が都道府県を異にする場合は、長期入院先の保健所・保健部に上記診断届を提出して下さい。

また、麻薬中毒者診断届に係る患者が死亡、転院等した時は、速やかに「麻薬中毒者転帰届」(様式P30)によりその患者の氏名、麻薬中毒者診断届の年月日、転帰等の事由、転帰等の年月日を診断届を提出した保健所・保健部に届けて下さい。

2 麻薬中毒の概念等

(1) 麻薬中毒とは、麻薬(ヘロイン、モルヒネ、コカイン等)、大麻又はあへんの慢性中毒をいいます。

麻薬中毒とは、麻薬に対する精神的、身体的欲求を生じ、これらを自ら抑制することが困難な状態、即ち麻薬に対する精神的、身体的依存の状態をいい、必ずしも自覚的又は他覚的な禁断症状が認められることを要するものではありません。

(2) 麻薬を常用して通常2週間を超える時は、麻薬に対する精神的身体的な依存を発呈しうるものですが、これはヘロイン等の不正施用で中毒となる時の一応の目安であり、医療麻薬を適正に施用した際にはこのような目安は参考になりません。緩和医療等の目的で、医療用麻薬を適正に施用している場合には中毒にならないと学会等で報告されています。

したがって、患者が麻薬中毒であるか否かの診断は、単に施用期間の長短によって診断することのないよう留意して下さい。

第12 立入検査(法第50条の38)

立入検査を行う職員(麻薬取締官又は麻薬取締員その他の職員)は、身分証を携帯していますので、必ず提示を求めて確認して下さい。

麻 薬 者 免 許 申 請 書

麻 薬 業 務 所	所 在 地	大分県	市	町	
			郡	村	
	名 称				
麻薬施用者又は麻薬研究者にあつては、従として診療又は研究に従事する麻薬診療施設又は麻薬研究施設	所 在 地	大分県	市	町	
			郡	村	
	名 称				
許 可 又 は 免 許 の 番 号		第	号	許可又は免許 の年月日	年 月 日
申はを 請そ含 者のむ （業） 法務） 人をの に行欠 あう格 つ役条 て員項	法第51条第1項の規定に				
	(1) より免許を取り消されたこと。				
	(2) 罰金以上の刑に処せられたこと。				
	(3) 医事又は薬事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。				
(4) 後見開始の審判を受けていること。					
備 考	(1)資格	診療施設開設者氏名 (2) 研究施設開設者氏名			
<p>上記のとおり、免許を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>					

診 断 書

氏 名

満 年

1 麻薬又は覚せい剤の中毒

なし

あり

2 精神機能

精神機能の障害

明らかに該当なし 専門家による判断が必要

専門家による判断が必要な場合において診断名及び現に受けている治療の内容並びに現在の状況（できるだけ具体的に）

上記のとおり診断する。

年 月 日

住 所
医師氏名

印

麻 薬 者 免 許 証 返 納 届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
麻薬業務所	所在地		
	名 称		
氏 名			
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

（注意）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

麻 薬 者 免 許 証 記 載 事 項 変 更 届

免 許 証 の 番 号		第	号	免 許 年 月 日	年	月	日
変 更 す べ き 事 項							
変 更 前	麻 薬 業 務 所	所 在 地					
		名 称					
	住 所		〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地 〕				
	氏 名		(法人にあつては、名称)				
前	従 たる 施 設	所 在 地					
		名 称					
変 更 後	麻 薬 業 務 所	所 在 地					
		名 称					
	住 所		〔 法人にあつては、主たる 事務所の所在地 〕				
	氏 名		(法人にあつては、名称)				
後	従 たる 施 設	所 在 地					
		名 称					
変 更 の 事 由 及 び そ の 年 月 日							
<p>上記のとおり、免許証の記載事項に変更を生じたので免許証を添えて届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>大分県知事 殿 印</p>							

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 変更前の欄及び変更後の欄には、該当する事項についてのみ記載すること。

麻 薬 者 免 許 証 再 交 付 申 請 書

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
再 交 付 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、免許証の再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事</p> <p style="text-align: center;">殿</p>			

（注意）

用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

麻 薬 者 業 務（ 研 究 ） 廃 止 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
麻 薬 業 務 所	所 在 地		
	名 称		
氏 名			
業 務（ 研 究 ） 廃 止 の 事 由 及 び そ の 年 月 日			
<p style="text-align: center;">上記のとおり、業務（研究）を廃止したので、免許証を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: center;">大分県知事</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">印</p>			

（注意）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

麻薬中毒者診断届

年 月 日

大分県知事

殿

病院・診療所の所在地

名 称

医 師 の 住 所

氏 名

印

麻薬及び向精神薬取締法第58条の2第1項の規定により、麻薬中毒者について下記のとおり届出をします。

ふりがな 氏 名		男・女	年 月 日
住 所			
診 断 年 月 日			
麻薬中毒症状の概要			
備 考	中毒患者の本籍地		
	中毒患者の職業	一日使用量	
	使 用 麻 薬 名		
	使 用 期 間		
	その他の参考事項		

(注) 診断年月日とは麻薬中毒と診断した日であり、患者の初診年月日又は麻薬を使い始めた年月日ではないこと。

麻薬中毒者転帰届

年 月 日

大分県知事

殿

病院・診療所の所在地

名 称

医 師 の 住 所

氏 名

印

年 月 日届出の麻薬中毒者の転帰について、下記のとおり届出を
します。

住 所	
氏 名	
転 帰 年 月 日	
転 帰	死亡 ・ 治癒 ・ 転医
備 考	

- (注) 1 転帰欄は、該当する転帰理由に○印をすること。
2 転医したときは、備考欄に転医先を記載すること。

残余麻薬譲渡届

年 月 日

大分県知事

殿

住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏名 （法人にあつては、名称）

㊟

麻薬及び向精神薬取締法第36条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

譲渡者	免許の種類		
	免許番号		
	氏名 （法人にあつては、名称）		
	麻薬業務所	所在地	
	名称		
	業務(研究)の廃止または免許の失効年月日		年 月 日
残余麻薬届出年月日		年 月 日	
譲受者	住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地）		
	氏名 （法人にあつては、名称）		印
譲取扱者	免許の種類		
	免許番号		
	氏名 （法人にあつては、名称）		
	麻薬業務所	所在地	
名称			
譲渡年月日		年 月 日	
譲渡した麻薬の品名及び数量	品名	数量	備考

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 1 1 号様式（第十条関係）

麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	平成	年	月	日
免許の種類			氏名				
麻薬 業務所	所在地						
	名称						
廃棄 しようとする 麻薬	品	名	数	量			
廃棄の年月日	平成 年 月 日 <small>*管轄保健所、保健部（大分市にあつては薬務室）と事前に協議のこと</small>						
廃棄の場所							
廃棄の方法							
廃棄の理由							
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">届出義務者続柄</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>							

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第11号様式（第十条関係）

該当する免許種別等を記載。
麻薬診療施設の場合、麻薬管理者（管理者がいない場合は麻薬施用者）の免許番号を記載

麻 薬 廃 棄 届

麻薬免許証の免許年月日
（有効期間の始期）を記載

免許証の番号	第 〇〇〇〇号	免許年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
免許の種類	麻薬施用者	氏名	〇〇藤 〇〇男
麻薬業務所	所在地	佐伯市向島〇〇丁目〇〇番地〇〇号	
	名称	〇〇内科クリニック	
廃棄しようとする麻薬	品名	MSコンチン錠（10mg） デュロテップMTパッチ（2.1mg）	
	数量	40錠 5枚	
廃棄の年月日	平成 年 月 日 *管轄保健所（保健部）（大分市にあっては薬務室）と事前に協議のこと		廃棄の年月日は空欄にしておくこと。届出受理後、保健所職員2名の立会いで廃棄する
廃棄の場所	〇〇内科クリニック診察室内		
廃棄の方法	「焼却」又は「粉碎後放流」の様に記載するが、適宜詳細に記載すること。		
廃棄の理由	簡明に記載すること。 （例）古くなり使用の見込みがないため 業務廃止のため（年 月 日） 開設者（麻薬施用者）死亡のため（年 月 日）		

麻薬診療施設の場合麻薬管理者（管理者がいない場合は麻薬施用者）の氏名を記載。
麻薬卸売業者、小売業者の場合は営業者の氏名（法人の場合は法人名称）を記載

麻薬免許証に記載された麻薬業務所の所在地及び名称を記載すること。

局方品にあっては局方名又は局方別名を、それ以外の医薬品にあっては一般名又は商品名を記入すること。
麻薬の含有量（濃度）を付記すること。

簡明に記載すること。
（例）古くなり使用の見込みがないため
業務廃止のため（年 月 日）
開設者（麻薬施用者）死亡のため（年 月 日）

法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載。届出者が、国、地方公共団体もしくは法人の場合、当該麻薬業務所の長（病院長、支店長等）が届出ても差し支えない。
当該麻薬業務所の長が届出た場合、「住所」は「当該麻薬業務所の所在地」を記載し、「氏名」は「当該麻薬業務所の名称、長の職名及び氏名」を記載する。

法人の場合は、代表者印を押印。届出者が、国、地方公共団体もしくは法人の場合で、当該麻薬業務所の長（病院長、支店長等）が届出する場合、印は当該麻薬業務所の長の公印又は公印に準じるもの（麻薬専用印等）を押印。
個人開業医院では「開設者の個人印」を押印

上記のとおり、麻薬を廃棄したいので届け出ます。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
佐伯市向島〇〇丁目〇〇番地〇〇号

届出義務者続柄

氏名（法人にあっては、名称）
医療法人 〇〇会
理事長 〇〇藤 〇〇男

印

大分県知事 殿

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

調 剤 済 麻 薬 廃 棄 届

免許証の番号	第 _____ 号	免許年月日	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
免許の種類			氏名	
麻 薬 業務所	所在地			
	名称			
廃棄した 麻 薬	品 名	数 量	廃棄年月日	患者の氏名
廃棄の方法				
廃棄の理由				
<p>上記のとおり、麻薬を廃棄したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: center;">住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 _____ 殿</p>				

（注意）用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年	月	日
免許の種類						
麻薬業務所	所在地					
	名称					
事故が生じた麻薬		品 名	数 量			
事故の発生状況						
〔 事故発生年月日 場所、事故の種類 〕						
<p style="text-align: center;">上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p style="text-align: center;">氏 名（法人にあつては、名称）</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">大分県知事 殿</p>						

（注意）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第16号様式（第十二条関係）

麻 薬 譲 受 証				平成	年	月	日
譲受人の免許証の番号	第	号	譲受人の免許の種類				
譲受人の氏名（法人にあつては、名称）							印
譲受人が麻薬取締法の開設者又は麻薬研究施設の設置者の場合は、当該施設において麻薬を管理する麻薬管理者、麻薬施用者、麻薬研究者	免許証の番号	第	氏名				印
所在地							
麻薬業務所	名称						
品名	容量	筒数	数	量	備	考	

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 3 余白には、斜線を引くこと。

手続き・事務処理便覧(詳細については解説を確認して下さい。)

事 項	提出書類の名称	添付書類	備 考
免許申請	麻薬施用者免許申請書 麻薬管理者免許申請書	診断書 資格を証明する免許証の写し	(1) 診断書 心身の障害があっても、麻薬施用者、麻薬管理者の業務を適正に行うことができ、麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者でない旨の内容 (2) 手数料 ※3, 900円 (H29.1.1現在) (3) 免許の有効期間 免許を受けた日の属する年の翌々年の12月31日まで (4) 持参するもの 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師等資格を証明する免許証の写し (5) 免許の有効期間満了に伴い、引続き免許を受ける者については、毎年11月頃から受け付ける。
業務廃止	麻薬施用者業務廃止届 麻薬管理者業者廃止届 麻薬業務所でなくなった場合に必要 な提出書類 ア 残余麻薬届 イ 免許失効による残余麻薬譲渡届 又は 麻薬廃棄届	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	(1) 提出期限 取扱いをやめた日から15日以内に届け出ること。 (2) 〈麻薬業務所でなくなった場合とは〉 麻薬施用者が麻薬の取扱いをやめたことにより、その施設に他の麻薬施用者がひとりもいなくなった時 等。
免許証返納	麻薬施用者免許証返納届 麻薬管理者免許証返納届	麻薬施用者免許証 麻薬管理者免許証	(1) 免許証の有効期間が満了し、又は免許を取り消された時、若しくは亡失した免許証を発見した時は、15日以内に届け出ること。

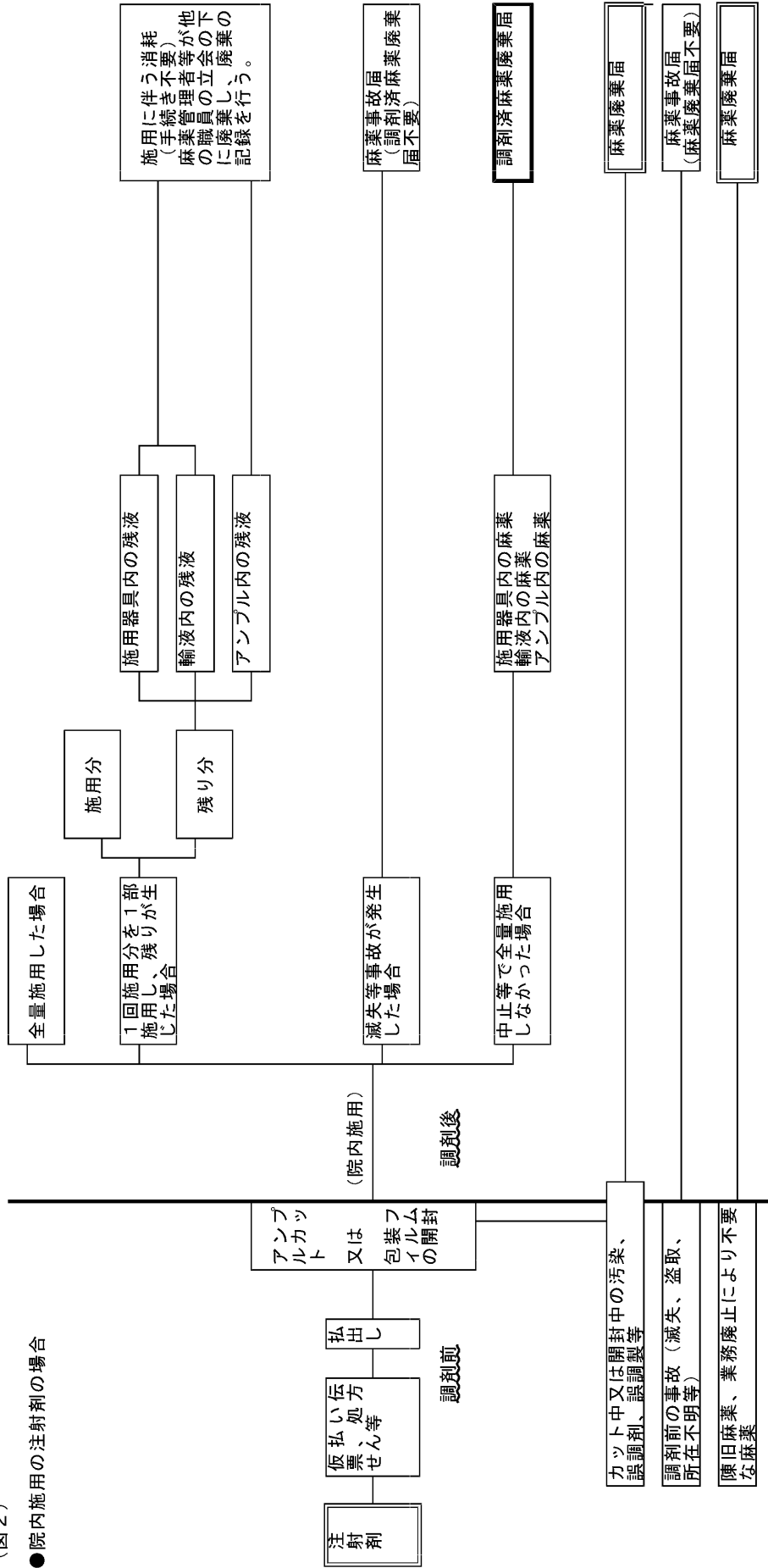
記載事項 変更	麻薬施用者免許証 記載事項変更届 麻薬管理者免許証 記載事項変更届 麻薬業務所が法人 化した場合（麻薬 管理者のみ）に必 要な提出書類 ア麻薬管理者業務 廃止届 イ麻薬管理者免許 申請書	麻薬施用者免許 証 麻薬管理者免許 証	(1) 提出期限 変更を生じた日から15日以内に 届け出ること。 (2) 地番変更等の行政区画整理の場合 は、必要ありません。 (3) 〈麻薬業務所が法人化した場合〉 麻薬業務所が法人化した時、麻薬 施用者については、記載事項変更 届のみの提出でよい。 ただし、麻薬管理者については、 現麻薬管理者免許を廃止し、新規 免許を申請すること。
免許証再交 付	麻薬施用者免許証 再交付申請書 麻薬管理者免許証 再交付申請書	き損した場合 麻薬施用者免許 証 麻薬管理者免許 証	(1) 提出期限 麻薬施用（管理）者免許証のき損 又は亡失を発見した時は、15日 以内に届け出ること。 (2) 手数料 ※ 2,700円 (H29.1.1現在)
治験薬等の 麻薬を譲渡	麻薬譲渡許可申請 書 (九州厚生局長あ て)	譲渡受者の麻薬 取扱者免許証 (写)等	(1) 法定の麻薬流通経路以外に麻薬を 譲渡する時に申請すること。 (2) 九州厚生局長の許可を受けてから 相手方に麻薬を譲渡すること。
麻薬の廃棄 処方変更や患者 の死亡により返 還された麻薬 (転院してきた 患者が麻薬を持 参してきた場合 を含む。)	調剤済麻薬廃棄届	な し	調剤済麻薬を廃棄した場合は、3 0日以内に届け出ること。 (看護師詰所等で管理・保管してい た麻薬で、衛生状態が担保できるも のであれば再利用可能)
不良・不要 麻薬等の廃 棄	麻薬廃棄届	な し	(1) 陳旧麻薬、誤調剤した麻薬等（処 方せんにより払い出された麻薬以 外のもの）を廃棄する時届け出る こと。 (2) 届を提出してから麻薬取締員等の 立会いの下で廃棄すること。

麻薬の廃棄 処方せんにより払い出された麻薬	調剤済麻薬廃棄届	なし	処方せんにより払い出された麻薬を廃棄した場合は、30日以内に届け出ること。
破損等の事故	麻薬事故届	なし	(1) 麻薬が流出し、盗取され、所在不明等になった時は速やかに届け出ること。 (2) 事故届を提出する際、特にアンプル注射剤の事故による残余麻薬があり残余麻薬の廃棄を必要とする時は、麻薬診療施設の他の職員の立会の下に廃棄して、麻薬事故届にその経過を記載すれば麻薬廃棄届の提出は不要。 (3) 盗難の場合は、同時に警察にも届け出て、現場保存に努めること。
麻薬中毒の診断	麻薬中毒者診断届 麻薬中毒者と診断された者が死亡又は転院した場合に必要な提出書類 麻薬中毒者転帰届	なし	(1) 麻薬施用者であるか否かにかかわらず医師が診断の結果、麻薬中毒と診断した時は入院、外来を問わず届け出ること。 (2) 〈麻薬中毒者と診断された者が死亡又は転院した場合とは〉 麻薬中毒者と診断した者、又は当院で診療を受けている患者で、麻薬中毒者と他の病院等で診断された者が、死亡又は転院した時のこと。
年間報告	麻薬年間届	なし	(1) 毎年11月30日までに、前年10月1日からその年9月30日までの受け払い及び9月30日現在の所有量について麻薬診療施設等の麻薬管理（施用）者が届け出ること。 (2) 毎年10月頃から受け付ける。

注意※手数料については、あらかじめ大分県福祉保健部薬務室又は業務所を管轄する保健所、保健部に確認して下さい。

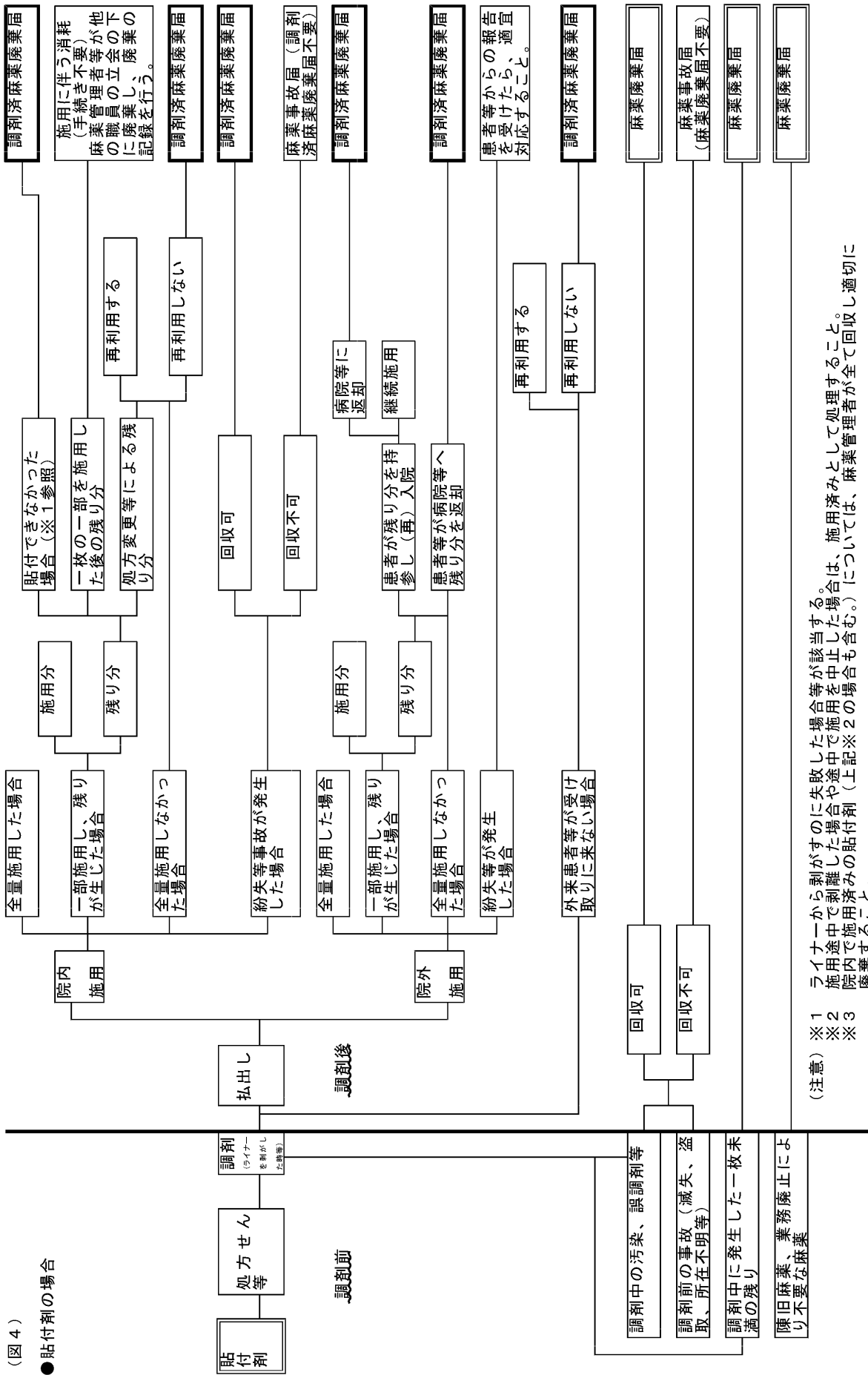
(図 2)

●院内施用の注射剤の場合

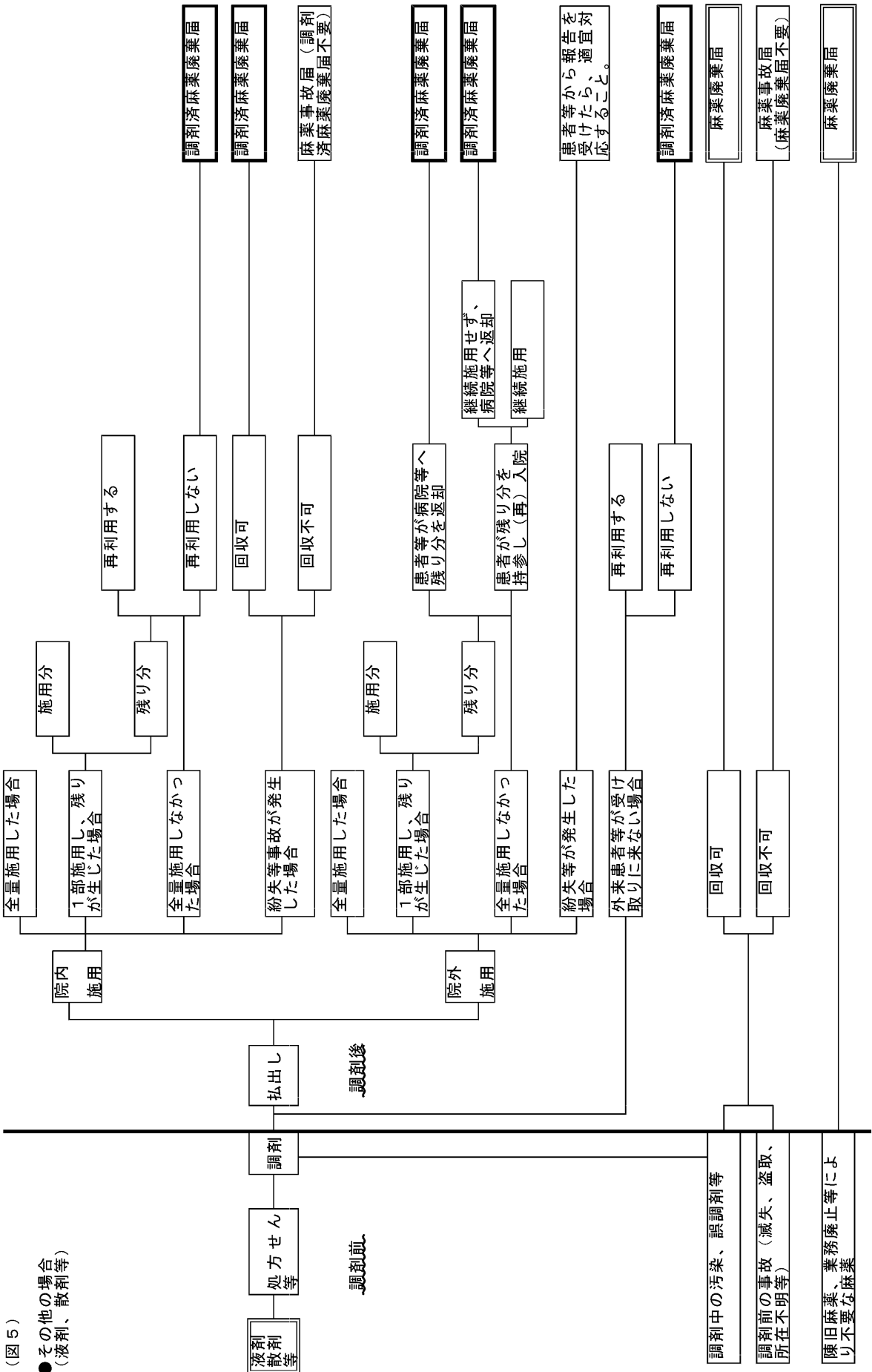


(図 4)

●貼付剤の場合



(注意) ※1 ライナーから剥がすのに失敗した場合等が該当する。
 ※2 施用途中で剥離した場合や途中で施用を中止した場合等は、施用済みとして処理すること。
 ※3 院内で施用済みの貼付剤(上記※2の場合も含む。)については、麻薬管理者が全て回収し適切に廃棄すること。



(図6) ●バイアル製剤の場合

